



令和7年度 特定教育・保育施設 利用申込案内 (保育所・幼稚園等)

入所の申込の際は、次のものを必ず持参ください。

- ① 申請書類
- ② 世帯全員のマイナンバーカード（個人番号通知カード）
- ③ 窓口に来る人の本人確認書類
（運転免許証など公的機関発行の顔写真付き証明書）



《問い合わせ先》

香南市教育委員会こども課 幼保支援係

〒781-5292 香南市野市町西野2706

☎：0887-50-3021

この案内は、特定教育・保育施設の利用申込に関する手続きや必要な書類などについて記載したものです。
必ず内容を確認し、必要に応じて施設へ見学や問い合わせをして、ご納得のうえ、お申込みください。

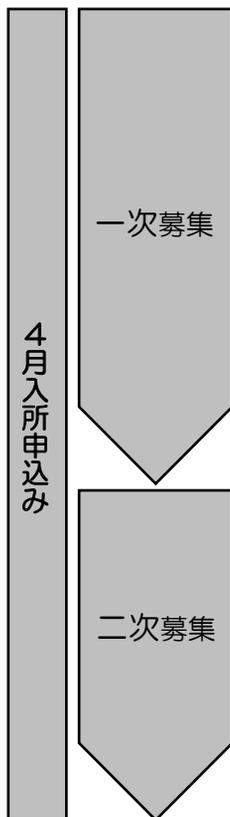


1. 入所申し込みスケジュール	P 1
2. 教育・保育給付認定	P 2
3. 市内施設一覧	P 4
4. 入所申し込み（公立の幼稚園・認定こども園(1号)）	P 8
5. 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育	P 8
6. 入所申し込み（ <small>公立保育所・認定こども園(2・3号)</small> <small>私立認定こども園・地域型保育施設</small> ）	P 10
7. 香南市外の施設の利用申し込み（広域入所）	P 13
8. アレルギー対応	P 14
9. 入所決定までの流れ	P 15
10. 入所後の注意事項	P 17
11. 保育料	P 19
12. 保育料の軽減制度	P 21
13. 施設等利用給付認定	P 23
14. 子育て支援	P 24
15. 特別支援保育	P 26
16. 保育施設・幼稚園の一日の流れ	P 28
17. 認定こども園の一日の流れ	P 29
18. 申請書記入例	P 30
19. 香南市内の特定教育・保育施設位置図	P 32

学 齢	生 年 月 日
0歳児	令和 6年（2024年）4月2日 ～ ※
1歳児	令和 5年（2023年）4月2日 ～ 令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和 4年（2022年）4月2日 ～ 令和5年（2023年）4月1日
3歳児（年少児）	令和 3年（2021年）4月2日 ～ 令和4年（2022年）4月1日
4歳児（年中児）	令和 2年（2020年）4月2日 ～ 令和3年（2021年）4月1日
5歳児（年長児）	平成31年（2019年）4月2日 ～ 令和2年（2020年）4月1日

【学齢】保育の学齢は、お子さんの生年月日により、上の表のとおり区分されます。
 ※0歳児は施設により受入月齢が異なりますので、P4～6の各施設の「入所可能月齢」をご確認ください。

1. 入所申し込みスケジュール



受付期間： 令和6年 **11** 月 **1** 日(金)～令和6年 **11** 月 **21** 日(木)
(8時30分～17時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く)

※11月7日(木)・13日(水)のみ20時まで受付

受付場所： こども課（本庁舎6階）

結果通知： 令和6年12月末頃（文書で通知）

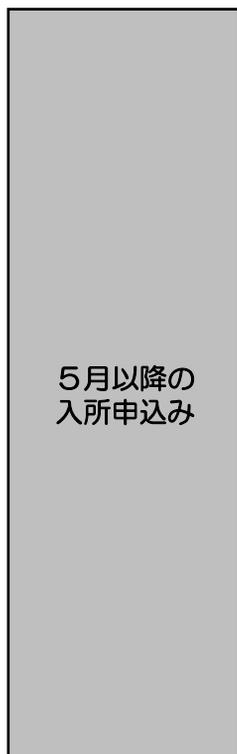


受付期間を過ぎての申し込みは二次募集の扱いとなります。
二次募集は一次募集の結果、定員に満たなかった施設のみの募集となります。

受付期間： 令和6年 **11** 月 **22** 日(金)～令和7年 **2** 月 **28** 日(金)
(8時30分～17時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く)

受付場所： こども課（本庁舎6階）

結果通知： 令和7年3月中旬（文書で通知）



受付期間： **入所希望月の前々月の末日まで** ※土曜日・日曜日・祝日を除く

入所希望月	申込期限	入所希望月	申込期限
5月入所	令和7年3月31日(月)	11月入所	令和7年9月30日(火)
6月入所	令和7年4月30日(水)	12月入所	令和7年10月31日(金)
7月入所	令和7年5月30日(金)	1月入所	令和7年11月28日(金)
8月入所	令和7年6月30日(月)	2月入所	令和7年12月26日(金)
9月入所	令和7年7月31日(木)	3月入所	令和8年1月30日(金)
10月入所	令和7年8月29日(金)		

途中入所(5月以降入所)の保育施設の空き状況は市のホームページに掲載しています。

受付場所： こども課（本庁舎6階）

結果通知： 入所希望月の前月10日頃（文書で通知）



2. 教育・保育給付認定

教育・保育施設を利用するためには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定とは、教育・保育施設などを利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きで、お子さんの年齢と保育の必要性に応じて3つの認定区分があり、認定区分に応じて利用できる施設や時間、保育料が決定します。

1. 認定区分

認定区分	教育時間 保育時間	年齢区分・要件	利用できる施設	保育の 必要性
1号認定 (教育認定)	教育標準時間	満3歳以上 小学校就学前	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能）	不要
2号認定 (保育認定)	保育標準時間	満3歳以上 3歳の誕生日の前日から 小学校就学前まで	保育所 認定こども園（保育所機能） 幼稚園 (預かり保育を活用し利用可能)	必要
	保育短時間			
3号認定 (保育認定)	保育標準時間	満3歳未満 0歳から3歳の誕生日の 前々日まで	保育所 認定こども園（保育所機能） 地域型保育施設	
	保育短時間			

※3号認定のお子さんは満3歳の誕生日の前日に自動的に2号認定となりますが、保育料は変更になりません。

◎教育・保育施設の種類の種類

施設の種類の種類		利用学齢	内容
保育所		0～5歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う施設。
認定こども園		0～5歳児	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね備えた施設。
地域型 保育 施設	小規模保育施設	0～2歳児	保護者の就労や病気などで保育を必要とするお子さんに保育を行う、定員19名までの比較的小規模な施設。
	事業所内保育施設	0～2歳児	事業所が配置する保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を一緒に行う施設。
幼稚園		3～5歳児	義務教育やその後の教育の基礎を培うための幼児教育を行う施設。

※施設により受入月齢が異なりますので、P4～6の各施設の「入所可能月齢」をご確認ください。

2. 保育を必要とする事由と認定の有効期間

保育施設を利用するために必要な「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けるためには、「保育の必要性」が必要で、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。また、保育を必要とする事由ごとに、認定の有効期間が決まっており、保育施設はその有効期間内のみ利用することができます。

有効期間は、保育を必要とする事由の変更申請により変更（延長）することができます。

No.	保育を必要とする事由		保育必要量	認定の有効期間
1	就労	月120時間以上の就労	標準時間	小学校就学前まで (有期雇用の場合は就労している期間に限り認定となります。)
		月48～120時間未満の就労	短時間	例外 月の就労時間が120時間未満でも、勤務時間帯により「標準時間」で認定可能。 例) 7:30～15:30 パート勤務の場合 →「標準時間」で認定可能
2	妊娠 出産	産前産後2か月間	標準時間	出産予定日の8週間前の月の初日から、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日
		産前産後3～6か月 (既に入所している児童のみ)	短時間	・ 出産予定日の6か月前の月の初日から、 予定日の3か月前の月の末日 ・ 産後3か月目の月の初日から、 産後6か月を経過する日が属する月の末日
3	疾病・障害		標準時間 または 短時間	小学校就学前まで (診断書の治療期間の終了日が属する月の末日まで)
4	介護・看護		標準時間 または 短時間	小学校就学前まで
5	災害復旧		標準時間	小学校就学前まで
6	求職活動		短時間	90日を経過する日が属する月の末日 (申請により1回に限りさらに90日延長可)
7	就学・職業訓練		標準時間 または 短時間	卒業を予定する月の末日まで
8	育児休業 (既に入所している児童のみ)		短時間	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 注意 最長利用可能期間は 育児休業を取得している対象児が 満1歳になる日の属する年度末までです。
9	その他		標準時間 または 短時間	市長が認める期間

❁ 標準時間で認定を受けている場合でも、祖父母がお迎えに行けるなどにより、保護者の方が短時間認定を希望される場合は、短時間認定をすることが可能です。

❁ 育児休業中にお子さんを2号または3号認定で保育施設に新規入所させることはできません。入所の申込は、就労への復帰時にあわせてお申し込みください。



3.市内施設一覧

募集人数は、令和6年10月1日時点での目安の人数です。
10月以降の転園や退園により、募集する人数が変更になる可能性がありますので、希望される施設はすべて記入してください。

凡例：△…0～5名 ○…6名～10名 ◎…11名以上

◎公立保育所

施設名	住所 連絡先	入所 可能 月齢	定員	募集の予定人数						保育時間		一時 預かり
				0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	【標準時間】 月～金曜日	【短時間】 月～金曜日	
										土曜日	土曜日	
野市保育所	野市町西野645 ☎(0887)56-0659	1歳児	216名	-	◎	○	◎	△	△	7:30～18:45	8:00～16:00	-
									7:30～12:30	8:00～12:30		
野市東保育所 ^{※1}	野市町東野449-6 ☎(0887)55-3424	1歳児	※1	-	◎	○	○	○	○	7:00～18:45	8:00～16:00	-
									7:00～12:30	8:00～12:30		
佐古保育所	野市町母代寺180-1 ☎(0887)56-1071	6ヶ月	203名	○	◎	○	○	○	△	7:30～18:45	8:00～16:00	-
									7:30～12:30	8:00～12:30		
赤岡保育所 ^{※2}	赤岡町534-3 ☎(0887)54-4343	6ヶ月	※2	※2						7:30～18:45	8:00～16:00	-
									7:30～12:30	8:00～12:30		
香我美 おれんじ保育所	香我美町下分711-2 ☎(0887)57-7011	6ヶ月	109名	○	◎	◎	△	-	-	7:30～18:45	8:00～16:00	○
										7:30～18:30	8:00～16:00	
吉川 みどり保育所 ^{※2}	吉川町吉原49-1 ☎(0887)54-2735	1歳児	※2	-	※2					7:30～18:45	8:00～16:00	-
										7:30～12:30	8:00～12:30	

※1…令和7年度入所に向け、野市東保育所と野市東幼稚園は統合し、認定こども園として受け入れ枠を拡充するよう協議を進めています。

※2…地震による津波対策として、令和7年度から赤岡保育所・吉川みどり保育所の園児は野市東保育所・野市東幼稚園で受け入れをします。ただし、赤岡保育所・吉川みどり保育所を希望する方は、両園で受け入れをします。

◎公立幼稚園

施設名	住所 連絡先	受入 学齢	定員	【教育時間】 月～金曜日	【預かり保育時間】 月～金曜日	【預かり保育時間】 土曜日
野市幼稚園	野市町西野630 ☎(0887)56-1953	3歳児 ～ 5歳児	100名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	7:30～12:30
野市東幼稚園 ^{※1}	野市町中ノ村770 ☎(0887)55-5357		※1	8:30～14:00	7:00～8:30 14:00～18:30	7:00～12:30
香我美幼稚園	香我美町下分710-1 ☎(0887)55-2745		110名	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	7:30～18:30

※1…令和7年度入所に向け、野市東保育所と野市東幼稚園は統合し、認定こども園として受け入れ枠を拡充するよう協議を進めています。

注意 「預かり保育時間」は、預かり保育を申し込んだ場合に限り利用することができます。（夜須こども園も同様）

公立幼稚園・認定こども園（1号）の休園日は次のとおりです

休園日	小学校の休日に準ずる 学年始め・学年末休み・夏休み・冬休み・土日祝日・幼稚園・認定こども園が特に定める日
-----	---

◎公立認定こども園

施設名	入所可能月齢	定員	募集の予定人数						必要量	教育・保育時間		預かり保育時間		一時預かり
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日	
夜須こども園	6ヶ月	(1号) 10名	-	-	-	△	△	△	教育時間	8:30～14:00 ※休園日あり	-	7:30～8:30 14:00～18:30	○	
夜須町坪井1437		(2・3号) 109名	○	○	○	△	○	○	標準時間	7:30～18:45 7:30～12:30	-	-		
☎(0887)50-6714									短時間	8:00～16:00 8:00～12:30	-	-		

※ 認定こども園（1号）の休園日・注意事項は前ページをご確認ください。

◎私立認定こども園

施設名	入所可能月齢	定員	募集の予定人数						必要量	保育時間		預かり保育(1号)・延長保育(2・3号) ※月～金曜日のみ	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		月～金曜日	土曜日	時間	料金
のいち幼稚学園	6ヶ月	(1号) 15名	-	-	-	△	△	△	教育時間	10:00～14:00 -	7:00～10:00 14:00～18:00	【月額】 7,000～9,000円	
野市町上岡2602-4		(2・3号) 80名	5	◎	△	-	-	-	標準時間	7:00～18:00 7:00～18:00 (0歳児は7:30～12:00のみ)	18:00～19:00	【月額】 2,500～5,000円 ※要就労証明書 【日払い】 30分毎 200円	
☎(0887)52-9778									短時間	8:30～16:30 8:30～16:30 (0歳児は7:30～12:00のみ)	7:00～8:30 16:30～18:00	【月額】 2,500～7,500円 【日払い】 30分毎 200円	
わらべ館	首がすわった頃	(1号) 1名	-	-	-	1			教育時間	10:00～14:30 -	7:30～10:00 14:30～19:00	30分 50円	
香我美町下分350-1		(2・3号) 29名	6	12	6	5			標準時間	7:30～18:30 7:30～18:30	18:30～19:00		
☎(088)821-8033									短時間	8:30～16:30 8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:00		

※わらべ館では一時預かりも行っています。（日額：3,800～4,000円）

注意

私立認定こども園は「預かり保育」「延長保育」を利用する際、保育料とは別に費用が発生します。

別途費用はこちら

なお、施設等利用給付認定を受けた方は利用日数に応じて最高月額11,300円まで無償化されます。

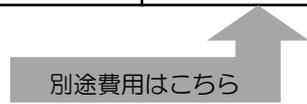


◎地域型保育施設

施設名	住所	入所可能月齢	定員	募集の予定人数			必要量	保育時間		延長保育	
	連絡先			0歳児	1歳児	2歳児		月～金曜日	土曜日	時間	料金
えみの保育園	野市町上岡2592-1	6ヶ月	19名	5	0	0	標準時間	7:30～18:30	-	-	
	☎(0887)56-1888							7:30～12:00			
								短時間			8:30～16:30
	8:30～12:00										
下村託児所	野市町大谷1126-4	2ヶ月	19名	4	0	0	標準時間	7:30～18:45	-	-	
	☎(0887)56-1328							7:30～12:30			
								短時間			8:00～16:00
	8:00～12:30										
こけっく 香南のいち保育園	野市町東野1011-1	3ヶ月	19名	6	△	△	標準時間	【月～土曜日】 7:30～18:30	18:30～19:30	月額 2,000円 1回 200円	
	☎(0887)57-3230							短時間		【月～土曜日】 8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30
ひだまり園	野市町みどり野 3丁目51-1F	2ヶ月	10名	4	△	△	標準時間	7:30～18:30	-	-	
	☎(0887)50-1997							7:30～12:30			
								短時間			8:00～16:00
	8:00～12:30										
社会福祉法人 香南会 事業所内保育所 やまもも	赤岡町1160-1	2ヶ月	19名	6	△	△	標準時間	【通年】 7:30～18:30	-	-	
	☎(0887)55-2893							短時間			【通年】 9:00～17:00



注意 地域型保育施設は「延長保育」を利用する際、保育料とは別に費用が発生します。



メモ

A large, vertically oriented rounded rectangle defined by a dashed line, intended for taking notes. The interior of the rectangle is completely blank.

4. 入所申し込み（公立の幼稚園・認定こども園(1号)）

1. 入所要件

香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)に入所するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
(転入予定で申し込む場合は令和7年4月入所の場合、令和7年4月1日までに転入すること。)
※途中入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 入園できる年齢に達していること。(3歳児～5歳児)

2. 提出書類

申し込みに必要な書類

教育・保育給付認定（現況）兼入所（入園）申込書

個人番号
提供書

申込み
チェックシート

5. 香南市立の幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育

香南市立の幼稚園・認定こども園では教育時間前後に預かり保育を実施しています。

1. 利用要件

- ・継続的利用・・・保護者の就労や疾病などにより、継続的に保育の必要性がある場合
- ・一時的利用・・・リフレッシュや私用等の要件で利用する場合

注意

認定こども園（1号）の方は「一時的利用」のみご利用いただけます。
「継続的利用」を希望する場合は、2号認定への認定変更が必要になります。

2. 提出書類

◎継続的利用の場合

利用希望月の前月 **20** 日までにこども課、または幼稚園へ必要書類を提出してください。

香南市立幼稚園等預かり保育事業
利用申請書

子育てのための施設等
利用給付認定申請書

保護者それぞれの
保育の必要性が分かる証明
(P11をご確認ください)

◎一時的利用の場合

利用を希望する **3** 日前までにこども課、または幼稚園・こども園へ必要書類を提出してください。

香南市立幼稚園等預かり保育事業
利用申請書

3. 預かり保育の概要

預かり保育の開設日は月曜日～土曜日です。
土曜日は少ない職員体制で保育を行っているため、就労等で家庭保育ができない方のみの利用となります。
※行事のための振替休日は、継続的利用の方のみ預かり保育があります。

	利用条件	利用可能時間	認定期間	料金
継続的利用	就労・就学・疾病・障害 災害復旧・看護・介護	(早 朝) 7:30～8:30 (降所後) 14:00～18:30	保育が必要な期間	 幼児教育・保育の無償化により認定期間は無料 申請がない場合は利用料が発生します
	妊娠・出産 【産前産後2か月】	(早 朝) 7:30～8:30 (降所後) 14:00～18:30	出産予定日の8週間前の月の初日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日	
	妊娠・出産 【産前産後3か月～6か月】 (既に入所している児童のみ)	(降所後) 14:00～16:00	出産予定日の6か月前の月の初日から 出産予定日の3か月前の月の末日 産後3か月目の月の初日から、 産後6か月を経過する日が属する月の末日	
	育児休業 (既に入所している児童のみ)	(降所後) 14:00～16:00	育児休業期間が終了する日の前月末又は当月の末日 ※最長利用可能期間： 育児を取得している対象児が満1歳になる日の属する年度末まで	
	求職活動	(降所後) 14:00～16:00	90日を経過する日が属する月の末日 (申請により1回に限りさらに90日延長可)	
	その他、社会的にやむを得ない場合	(早 朝) 7:30～8:30 (降所後) 14:00～18:30	保育が必要な期間	
一時的利用	就労(月間48時間未満) リフレッシュ きょうだいの学校行事 私用	(早 朝) 8:00～8:30 (降所後) 14:00～17:00	週1回 ※月間48時間未満の就労で週1回以上利用する場合は勤務日の分かるシフト表を提出	日額250円

※野市東幼稚園は認定こども園になった場合、継続的利用は早朝7:00から利用可能です。

4. 長期休園中の預かり保育について

次の期間は学校と同様に長期休園となりますが、預かり保育を実施しています。
この期間に給食はありませんが、継続的利用の方のみ、無償でお弁当の配食サービスをご利用いただけます。

預かり保育実施日				
施設名	開園時間	夏休み	冬休み	春休み
野市幼稚園	【月～金曜日】 7:30～18:30 【土曜日】 7:30～12:30	7月下旬～8月31日	12月下旬～ 1月の始業式の前日まで	3月下旬～ 次年度の入園式まで
野市東幼稚園 ^{※1}	【月～金曜日】 7:00～18:30 【土曜日】 7:00～12:30			
香我美幼稚園	【月～土曜日】 7:30～18:30			

※1…令和7年度入所に向け、野市東保育所と野市東幼稚園は統合し、認定こども園として受け入れ枠を拡充するよう協議を進めています。

 注意 12月29日～1月3日は全園休園。預かり保育は実施しません。

6. 入所申し込み (公立保育所・認定こども園(2・3号) 私立認定こども園・地域型保育施設)

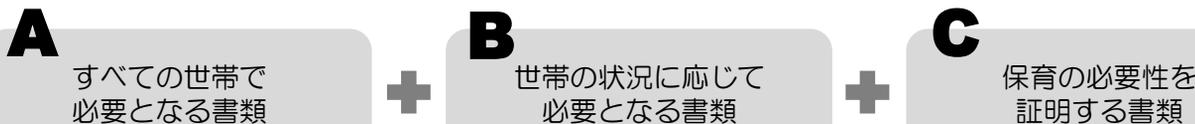
1. 入所要件

保育所・認定こども園(2・3号)・地域型保育施設に入所するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
(転入予定で申し込む場合は令和7年4月入所の場合、令和7年4月1日までに転入すること。)
※途中入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 保育の利用を必要とする事由があること。
- ③ 入所可能月齢・年齢に達していること。

2. 提出書類

申し込みに必要な書類



A すべての世帯で必要となる書類

下記①～③の書類を、**お子さんごとに1部ずつ**ご準備ください。

- ① 教育・保育給付認定(現況)兼入所(入園)申請書
- ② 個人番号提供書
※個人番号を利用し、支給認定に必要な事項について照会させていただきます。
マイナンバーカード等を紛失した場合は、市民保険課(☎0887-57-8506)までお問い合わせください。
- ③ 申込みチェックシート

2人以上の申し込みを同時にする場合は、1人へのみ原本を添付し、2人目以降はコピーの添付でも可。

B 世帯の状況に応じて必要となる書類

2人以上の申し込みを同時にする場合は、弟妹児の添付書類は省略可能です。申し込む児童の中で一番上のお子さんの申込書類に添付をしてください。

対象者	必要書類
令和6年1月2日以降に香南市に転入された方	<ul style="list-style-type: none"> ・市外(国内)から転入：不要 ・国外から転入：国外からの転入の場合は令和5年1月から令和5年12月及び令和6年1月から令和6年12月の年間収入が確認できる書類を提出してください。 ※個人番号により市町村民税額等が確認できない場合は市町村民税の所得課税証明書が必要になる場合があります。
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、ひとり親家庭医療費受給者証、国民年金証書(遺族基礎年金)のいずれかで、受給種別及び受給者氏名が分かるページ又は戸籍謄本・抄本(離婚日・死別日記載のもの)の写し
在宅障害児(者)世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、障害基礎年金受給者証のいずれかで、該当する障害の認定区分等及び受給者等氏名が分かるページの写し
入所児童の就学前の兄・姉が次の施設を利用している場合(※)	特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援施設(2号・3号認定のみ)令和6年4月1日以降に発行された在園証明書及び通園証明書
扶養しているお子さんが県外で就学するなど、住民基本台帳に同一世帯として記載がない場合(※)	戸籍謄本・抄本及び学生証など 年収360万円未満相当の世帯や、18歳未満のお子さんが3人以上いる場合で2歳児までのお子さんの保育料を軽減する制度があります。

※入所決定後、教育委員会こども課へ証明書を提出してください。
提出が遅くなった場合でも年度内であれば保育料の減額を遡及適用します。

保育を必要とする理由			必要な添付書類	
就労	居宅外 労働	就労中	<input type="checkbox"/> 就労証明書	
		産休明け 育休明け	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※復職(職場復帰)予定日の記載があるもの	
	自営業		<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業の証明 ※営業の確認ができる書類の写し	
妊娠・出産			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(②へ記入したもの) <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	就労証明書は証明日から3か月以内のもの 自営業の証明は ・営業許可証 ・開業届 ・確定申告書 の写しなどです。
疾病・障害			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(③へ記入したもの) <input type="checkbox"/> 疾病の場合：診断書(香南市指定様式) 障害の場合：手帳の写しなど	
介護・看護			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(④へ記入したもの) <input type="checkbox"/> 介護・看護の状況が分かるもの	
災害復旧			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(⑤へ記入したもの) <input type="checkbox"/> 罹災証明書	
求職活動			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(①へ記入したもの) <input type="checkbox"/> ハローワーク受付票の写し または 雇用保険受給者証	
就学・職業訓練			<input type="checkbox"/> 入所事由申立書(⑥へ記入したもの) <input type="checkbox"/> 在学証明書など ※在学期間、カリキュラムの分かるもの	在学証明書などは 就学時間の分かる 書類が必要です。
その他上記に類する状態として 市が認める場合			<input type="checkbox"/> 状況がわかるもの	

注意 入所申込に関する注意事項

◎申込時の注意

保育所の利用については、保育を必要とする事由に該当し、集団保育が可能で、日々通所できることが必要です。障害等の有無が入所判定に影響を及ぼすことはありませんが、お子さんの病状などによっては、受け入れできない場合もあります。障害等があるお子さんについては、必要に応じて聞き取りや病状調査等を行う場合がありますので、事前にこども課までご連絡をお願いします。

◎利用を希望する施設について

希望する施設の数に制限はありません。
申請書の【①利用を希望する施設名等】に書き切れない場合は、欄外等に希望順位をつけてご記入ください。
「第1希望しか書かなければそこに入所できる可能性が高くなる」ということはありません。
ご希望の施設への入所が困難となった場合でも、記入のない施設については選考を行いません。
決定後の辞退は、他の希望者や保育施設などに多大な迷惑がかかりますので、通園可能で利用する意思のある施設のみ記入してください。

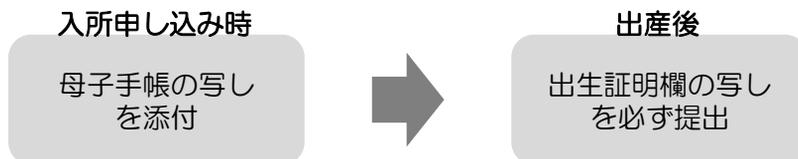
◎入所決定後のキャンセル及び変更について

入所決定後のキャンセル及び施設の変更は、原則としてできません。
一度キャンセルされると、年度中の受付をお断りさせていただく場合があります。

3. その他入所に関する事項

◎出産予定での申し込みについて

4月1日入所に限り、月齢2か月または3か月で受け入れすることができる施設へ申し込みいただけます。お申し込みを希望される方は次のとおり申請をお願いします。



実際に生まれた月が出産予定日より後の月になった場合は、生まれた月から数えて、入所可能月齢に達する月で入所することになります。

(例) 入所可能月齢が2か月からの施設の場合



◎育児休業からの職場復帰について

育児休業明けで保育施設への入所を申し込む方で、職場復帰が各月の14日までの場合は前の月から入所を申し込むことができます。

【5月14日までに職場復帰の場合】

就労という理由で**4月1日入所の申込が可能**です。4月1日に職場復帰する方と同じ扱いで選考します。

【5月15日以降に職場復帰の場合】

5月1日以降から入所が可能です。途中入所の申し込みスケジュールについてはP1をご確認ください。

◎ならし保育について

入園後、保育所になれるまでの保育時間についてご協力いただく場合があります。ならし保育の期間は、おおむね2週間です。

注意 ならし保育の期間は、施設により異なります。

◎入所ができない場合について

次のいずれかに該当する場合は、入所することができません。

- ① 定員に余裕がない場合
- ② 集団保育が困難と判断される場合

◎既に入所している児童の転園希望の取り扱いについて

在園児（兄弟）が、新しく入所を希望する弟妹と同じ施設に通うために転園を希望する場合、転園希望児と新入児は同じ扱いで選考し、入所の決定をします。

選考の結果、希望する施設に転園できなかった場合は、現在通所している施設に継続して通えるように調整します。

7. 香南市外の施設の利用申し込み（広域入所）

香南市在住の児童が、香南市外の教育・保育施設に利用申し込みをする場合は、香南市が受付し、施設所在地の市町村に協議します。

確認 希望の保育施設のある市町村にまず確認をしてください。（市町村により異なります）

- ①広域入所申し込みが可能かどうか（市外在住者の申し込みを受け付けていない場合もあります。）
※申込要件や申込可能施設も市町村によって異なります。
- ②希望の保育施設に空きはあるか。
- ③希望の保育施設のある市町村の申込締切日はいつか。（受付期間）
- ④その他必要な書類や申し込みに関する注意事項はないか。

1. 入所要件

広域入所を申し込むには、次の要件を満たす必要があります。

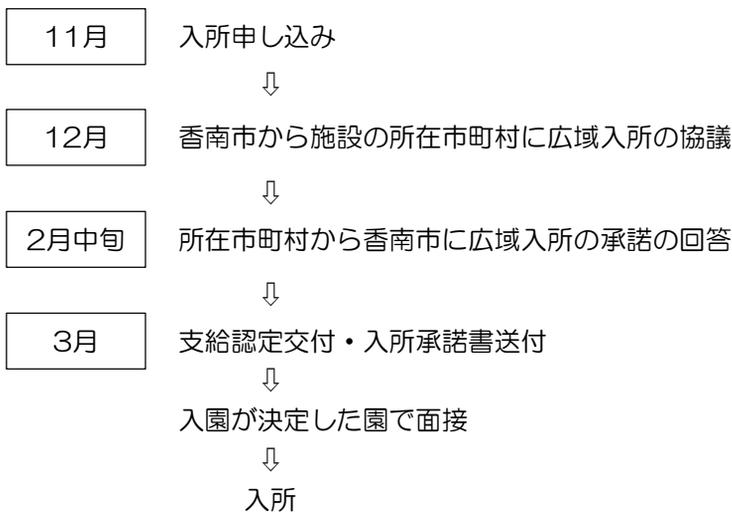
- ① 香南市内に住民登録されている児童であること。
（転入予定で申し込む場合は令和7年4月入所の場合、令和7年4月1日までに転入すること。）
※途中入所の場合は、入所する月の1日までに転入すること。
- ② 2号・3号認定を受けようとする方は、保育の利用を必要とする事由があること。
- ③ 施設の入所可能月齢・年齢に達していること。
※香南市に住民登録がない方は、広域入所対象となりません。住所地の市町村で申し込み手続きをしてください。

2. 申し込み

申し込みに必要な書類（P8・P10 2.提出書類を参照）を各受付期間内に香南市こども課へ提出してください。香南市から希望の保育施設のある市町村に申し込み書類を送付します。

※香南市内の保育施設も希望する場合は、11月21日（木）までに提出が必要です。（令和7年4月入所の場合）

3. 入所までの流れ



《注意事項》

- 施設の所在市町村で入所選考後に結果を通知します。施設の所在市町村の児童の入所が優先されるため、定員の都合上、入所できない場合もありますのでご了承ください。
- 複数の市の施設を同時に希望する場合、自治体ごとに入所選考を行うため、重複して内定となることがあります。その際は原則として、申込希望順位が最も高い施設に決定となります。
- 香南市の施設を第2希望以降とする場合は、第1希望施設の入所選考後（市町村により異なる）の選考となるため、香南市の施設は2次募集での受付となります。（香南市の入所選考が12月下旬頃のため）

4. 施設事前見学

見学を希望される場合は、事前に施設へ確認をお願いします。施設の概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など説明を受けた上で利用の申し込みをしてください。

8. アレルギー対応

食物アレルギーのあるお子さんは申し込み時に必ずお知らせください。

1. 公立保育所・認定こども園

香南市立保育所・認定こども園での食物アレルギー対応は医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき行い、詳細については、栄養士との面接により決定します。症状の程度によっては、完全除去対応となります。

*調理道具・・・基本的に他の園児と共通のものを使用します。

*食器・・・アレルギー児用の食器を使用しますが、洗浄は他の園児と一緒にいきます。

また、アレルギー対応食も通常の給食と同一の調理施設（保育所内の給食室）で調理を行いますので、微量（コンターミネーション）でもアレルギー反応がある場合は、家庭からのお弁当持参になることがあります。

※公立保育所・認定こども園の給食は、各園で調理して提供をしています。

2. 公立幼稚園

香南市の幼稚園の給食は、食物アレルギーのある園児が他の園児と同じように給食の時間を楽しむことができることを目指し、一定の基準のもと、食物アレルギー対応を実施しています。

※公立幼稚園の給食は、こうなん給食センターから配送します。

◎実施基準（次の3つをすべて満たすことが必要です）

幼稚園へ
「学校生活管理指導表」
(医師の診断)を提出する。



食物アレルギー対応委員会による
「個別取組プラン」の作成に、
保護者の方の理解と協力が得られる。



ご家庭でも
アレルギーを含む食品の
除去を行っている。

◎幼稚園の給食における主な対応方法

対応する アレルギー	原則として、食品衛生法で定める特定原材料のうち、えび・かに・そば・卵・乳・落花生を対象とします。 ただし、「えび」「かに」「そば」は給食では使用しません。 特定原材料以外のアレルゲンについては、個別に相談します。 ※「小麦」については情報提供や家庭からの弁当持参をお願いしています。
---------------	--

幼稚園へ提出していただいた「学校生活管理指導表」に基づいて、保護者と面談しながら「食物アレルギー対応委員会」で個別に応じた個別取組プランを作成します。

個別取組プランにより、幼稚園や給食センターでは次のような対応をします。

幼稚園 での対応	自力除去の援助	誤飲を防止する手だて(園児との確認)や食後の見守りなどをします。
	除去食・代替食	給食センターから配送された除去食・代替食を園児に手渡します。
	弁当持参 (全部・一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーが多種に渡る ・少量でも重篤な反応がある ・調理時の除去が困難 などの理由により除去食・代替食の対応が難しい場合、家庭から持参した弁当を給食時まで保管・管理します。
給食センター での対応	自力除去への情報提供	詳細な献立表や成分表を配布し、園児が自力除去する際に必要な情報を保護者に提供します。
	除去食・代替食の 調理・配送	献立原案で保護者とやり取りをしながら、どのメニューに対し除去食や代替食の対応をするか協議します。除去食や代替食を提供する場合は幼稚園・学年・組・氏名を明示した個別食缶などに入れ誤配を防止するための個人カードと一緒に配送します。
	飲用牛乳の停止	業者から幼稚園へ直送される飲用牛乳を停止します。 ※飲用牛乳のみを停止する場合は、「学校生活管理指導表」は不要です。 ただしその場合、乳をアレルギーとした除去食・代替食の提供はできません。

3. 私立認定こども園・地域型保育施設

各施設に直接お問い合わせいただき、確認をお願いします。

食物アレルギー対応については
各施設などで、
必ず確認してください！



9. 入所決定までの流れ

4月入所・途中入所（5月以降の入所）の入所決定までの流れは次のとおりです。

施設見学

次のとおり、施設の見学をすることができます。

◎公立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）

参加には**事前予約が必要**です。直接園にご連絡ください。

野市保育所 10月19日（土）
佐古保育所 9:00～ / 10:00～ / 11:00～
野市幼稚園 ※各回30分程度を予定しています。

その他施設 その都度適宜対応します。

時間帯など詳細は事前に各園にお問い合わせください。

注意

別日は設けていませんので、
予めご了承ください。

10月19日（土）
9:00～ / 10:00～ / 11:00～

野市東保育所 10月20日（日）
野市東幼稚園 9:00～ / 9:30～

※各回30分程度を予定しています。

◎私立認定こども園・地域型保育施設

下記施設については、入所前説明会・見学会が開催されます。参加には**事前予約が必要**です。直接園にご連絡ください。

のいち幼稚学園 10月26日（土）13:00～
えみの保育園 ※1時間程度を予定

ニチキッズ香南 10月25日（金）
のいち保育園 14:00～16:00

わらべ館 その都度適宜対応します。
※12月以降見学可能
※併せて施設の内容も説明予定

その他施設 その都度適宜対応します。
時間帯など詳細は事前に各園にお問い合わせください。

注意

私立認定こども園・地域型保育施設を利用希望の方は
必ず入園説明会への参加や事前の見学をお願いします。

【途中入所の場合】直接希望される園にお問い合わせください。

入所申込

施設概要や保育方針、保育料以外に必要な費用、アレルギー対応など、ご納得のうえお申し込みください。

入所申込みの日程は、1ページをご確認ください。

注意

先着順・抽選などではありません。

虚偽の申請や二重に申し込みされた場合は、入所の決定が取り消されます。

入所選考 （利用調整）

保育認定（2号・3号認定）を受ける方で、受け入れ可能人数以上の申し込みがあった場合は、「香南市入所児童の選考基準」に基づき、入所選考（利用調整）を行い、優先度の高い方から入所決定となります。

「香南市入所児童の選考基準」は香南市ホームページに掲載しています。

結果通知

入所選考（利用調整）の結果（入所決定・入所保留）は、文書で通知します。

注意

入所保留の場合、初回のみ保留通知を発行し、その後は入所決定の際にご連絡します。
保留通知が初回以外にも必要な場合は、**必ず事前にご連絡ください。**
※日を遡って保留通知を発行することはできません。

面接

入所が決定した施設でお子さんと一緒に面接を行ってください。（次のページをご確認ください）

入所説明会

説明会の日時などは入所決定通知または面接でお知らせします。
説明会のない施設は、面接とあわせて入所説明を行います。

保育の実施

保育施設での保育が始まります。
利用開始当初の「ならし保育」はおおむね2週間です。※ならし保育の期間は施設により異なります。

保育料通知

年度当初の保育料の決定通知は4月10日頃に発送予定です。
※途中入所の場合は入所希望月の前月10日頃に発送予定です。

面接について

一次募集で入所が決定した方は下記日時に面接を行います。入所が決定したお子さんと一緒にお越しください。

◎公立施設（幼稚園・認定こども園・保育所）

混雑を防ぐため、面接時間は**事前予約を予定**しております。

詳細は入所決定通知に同封する文書でご確認ください。

また、兄弟姉妹で香我美おれんじ保育所と香我美幼稚園へ入所する場合は、どちらか一方の施設で面接を受けることができます。

施設名		面接日	面接会場	受付時間
野市幼稚園		1月14日（火）	野市幼稚園	【AM】 9：00～12：00 【PM】 14：00～17：00
		1月15日（水）		
野市東幼稚園	1月20日（月）	野市東幼稚園		
香我美幼稚園	1月17日（金）	香我美幼稚園		
夜須こども園	1月24日（金）	夜須こども園		
野市保育所		1月15日（水）	本庁6階 601・602	
		1月16日（木）		
		1月17日（金）※AMのみ		
野市東保育所		1月21日（火）	野市東保育所	
		1月22日（水）		
佐古保育所	0歳児	1月20日（月）※AMのみ	佐古保育所	
	1～3歳児	1月21日（火）		
	3～5歳児	1月20日（月）※PMのみ		
赤岡保育所		1月27日（月）	赤岡保育所	
香我美おれんじ 保育所	0・2歳児	1月22日（水）	香我美おれんじ保育所	
	1・3歳児	1月23日（木）		
吉川みどり保育所		1月16日（木）	吉川みどり保育所	

◎私立認定こども園

施設名	面接日	受付時間	詳細
のいち幼稚学園	1月20日（月）	10：00～ （1時間程度）	＊のいち幼稚学園に入所決定した方は、 全員がお子さんと一緒に面接を受けてください。 ＊事前予約は不要です。面接は当日の受付順に行います。
わらべ館	入所決定した方には、園よりお手紙が届きますので、そちらをご確認ください。		

◎地域型保育施設

施設名	面接日	受付時間	詳細
えみの保育園	1月20日（月）	10：00～ （1時間程度）	＊えみの保育園に入所決定した方は、 全員がお子さんと一緒に面接を受けてください。 ＊事前予約は不要です。面接は当日の受付順に行います。
こひつぎ 香南 のいち保育園	2月22日（土）	14：30～	＊入所説明会と面接を一緒に行います。
下村託児所	入所が決定した施設に直接ご連絡ください。 個別に面接日時をお伝えいたします。		
ひだまり園			
社会福祉法人 香南会 事業所内保育 やまもも			

10. 入所後の注意事項

1. 教育・保育給付認定等の変更

「保育の利用を必要とする事由」に変更や勤務先の変更などがあつた場合は、速やかにこども課へ届け出てください。1号認定の方が就労等の事由により2号認定への変更を希望する場合も同様です。また、税の修正申告をした場合も、保育料が変更になる場合がありますので、こども課へご連絡をお願いします。（当該年度に限り、追加納付又は還付をします。）

申請期限： 毎月 **20** 日（土日祝の場合は翌開庁日）→ 翌月初日から教育・保育給付認定を変更します。

変更内容	必要な添付書類	
就労の状況が変わつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書（就労状況が変更になつた者のみ）	*申請書は 保育必要量が変更になる場合のみ提出
母親が 妊娠した・出産した	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（②へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 母子手帳の写し	*申立書は母親分のみ *母子手帳の写しは ・保護者の氏名 ・分娩予定日 が記載されたページ
疾病に罹患した 障害をもつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（③へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 疾病の場合：診断書（香南市指定様式） / 障害の場合：手帳の写しなど	
同居している親族の 介護・看護を することになつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（④へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 介護・看護の状況が分かるもの	
同居している親族が 障害児(者)となつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（④へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 または 療育手帳の写し	
災害復旧に 従事することになつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（⑤へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 罹災証明書	
求職活動 をすることになつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（①へ記入したもの） <input type="checkbox"/> ハローワーク受付票 または 雇用保険受給者証の写し	
就学 をすることになつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 入所事由申立書（⑥へ記入したもの） <input type="checkbox"/> 在学証明書など ※在学期間、カリキュラムの分かるもの	在学証明書などは 就学時間の分かる 書類が必要です。
育児休暇 を取得する事になつた	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書	育休を取得する方のみ、 就労証明書のNo.9・11に 記載されたものを提出。
香南市外に転出する	こども課にご相談ください。	
香南市内で転居する	変更申請の提出は不要です。	
婚姻した	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 就労証明書もしくは入所事由申立書(婚姻相手のみ) <input type="checkbox"/> 個人番号提供書	個人番号提供書には婚姻 相手の個人番号を記入く ださい。
離婚した	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定兼入所(入園)申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（離婚日が分かるもの）または 児童扶養手当受給者証・ひとり親家庭医療費受給者証など	

2. 育児休業取得中の施設の利用可能期間

育児休業取得時に、既に兄弟が保育施設を利用している場合、育児休業対象児童が満1歳になる日の属する年度末までは、継続して施設を利用することが可能です。

注意

この期間を超えて育児休業を取得する場合は、家庭での保育が可能とみなし、退所となりますのでご注意ください。

3. 現況届

子ども・子育て支援制度では、保育所等の施設を利用している方を対象に、保育を必要とする事由に該当していることを確認するため、年に一度、現況届の提出をお願いしています。現況届は、新入児・継続児ともに提出が必要です。必要な書類等の詳細は提出時期にお知らせをします。

4. 年度途中の転園

転居等により別の施設へ転園を希望される場合は、利用を希望する施設の空き状況をご確認の上「特定教育・保育施設転園申込書」を転園希望月の前々月の末日（土日祝日の場合はその直前の開庁日）までに、教育委員会こども課までご提出ください。転園先の施設に空きがあり、かつ、保育施設については入所選考を経た上で転園が可能となります。

注意

転園までは現在利用している施設に通園することができますが、入所決定後の変更取り下げはできませんのでご注意ください。

5. 退所

家庭での保育が可能となったなど、「保育を必要とする事由」がなくなった場合は、保育施設を退所していただくこととなります。

欠席し始めて2か月欠席が続いた場合も原則退所となります。休園などの対応はありません。

ご家庭の事情や転出などにより退所する場合は、わかり次第、必ず施設に連絡し、退所届を提出してください。

11. 保育料

令和元年10月より、3歳児から5歳児までの全ての子どもと0～2歳児の非課税世帯の幼児教育・保育の利用料が無償化されました。また、3歳児から5歳児の給食費（副食費）も市独自の軽減制度を含め、軽減されました。
※0歳児～2歳児の副食費は、保育料に含まれています。

1. 無償化の対象範囲

認定区分	学齢	市町村民税額	保育料	副食費
保育認定 (3号認定)	0歳児 ～ 2歳児	非課税世帯	無償化	保育料に含まれています。
		上記以外	香南市保育料徴収金基準表 でご確認ください。	
保育認定 (2号認定) 教育認定 (1号認定)	3歳児 ～ 5歳児	年収約360万円 未滿相当の世帯	無償化	国の基準により免除
		上記以外		市独自で4,800円を上限に軽減

2. 保育料の算定

保育料は、4～8月分は令和6年度の市町村民税課税額（R5.1.1～R5.12.31の収入）を、9～3月分は令和7年度の市町村民税課税額（R6.1.1～R6.12.31の収入）を基に決定します。保育料は世帯の市町村民税額の合算で算定し、収入が年額103万円未滿の場合は、同一世帯の祖父母等の課税額も合算して算定します。
※住宅ローン・寄付金控除などは保育料の算定に含めません。

令和7年										令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和6年度の市町村民税課税額 (令和5年1月1日～12月31日の収入)					令和7年度の市町村民税課税額 (令和6年1月1日～12月31日の収入)							

3. その他保育料に関する事項

◎保育料と給食費以外の費用について

無償化の対象となるのは保育料と給食費です。それ以外の実費徴収分(名札・帽子・教材費など)は費用負担が必要です。実費徴収は施設によって異なりますので、公立施設の場合は入所説明会時にお渡しする「園のしおり」をご確認ください。私立施設の場合は、入所を希望する施設にご確認ください。

◎公立施設の保育料の納期限について

公立施設の保育料・幼稚園預かり保育料は、口座振替で徴収します。振替日は25日で、振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日になります。資金不足等で口座振替ができなかった場合は、再度の振替はできませんので、遅くとも振替日の前日までに口座への入金をお願いします。また、金融機関によっては口座振替登録ができるまでに日数を要する場合がありますので、お早めにお手続きください。口座振替に必要な書類は、入所承諾書と一緒に送付します。各自で、振替申込金融機関にてお手続きをお願いします。（各施設・こども課では受け取れませんのでご注意ください）

◎幼稚園などの預かり保育料について

子育てのための施設等利用給付認定を受けたお子さんの預かり保育料については、月毎に450円×利用日数（上限11,300円）を上限に無償化されます。香南市公立施設以外に入所する場合は一度施設にお支払いいただき、保護者からの請求により保護者に支給します。

◎香南市公立施設以外に入所する場合の給食費について

3歳児から5歳児のお子さんで、香南市公立施設以外に入所する場合、月額4,800円を上限に給食費を軽減します。施設があらかじめ差し引いて差額のみ徴収する場合と、一度施設に全額お支払いいただき、保護者からの申請によって補助金として交付する場合があります。

お願い 市町村民税の申告について

市町村民税の未申告など課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で仮決定させていただく場合がありますので、必ず申告等をお願いします。

給食費については、3歳児から5歳児のお子さんは4,800円を上限に軽減されますが、国の制度による無償化の対象者と、市独自の軽減制度の対象者を把握する必要があるため、無収入の方も含めて市町村民税の申告をお願いいたします。

3. 保育料徴収金基準額表（3号認定）

（令和6年10月1日現在）

階層区分		認定区分（3号認定）	
階層区分	区 分	標準時間	短時間
第1	生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び養育里親等（※1）の世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯（※2）	7,800円	7,700円
	市町村民税均等割のみ課税世帯	16,600円	16,400円
第3-2	市町村民税所得割課税額	48,600円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円未満の世帯	19,500円
第4-1	市町村民税所得割課税額	48,600円以上73,000円未満の世帯（※2）	9,000円
		48,600円以上73,000円未満の世帯	23,000円
第4-2	市町村民税所得割課税額	73,000円以上77,101円未満の世帯（※2）	9,000円
		77,101円以上97,000円未満の世帯（※2）	29,000円
		73,000円以上97,000円未満の世帯	29,000円
第5-1	市町村民税所得割課税額	97,000円以上133,000円未満の世帯	37,000円
第5-2	市町村民税所得割課税額	133,000円以上169,000円未満の世帯	40,000円
第6	市町村民税所得割課税額	169,000円以上301,000円未満の世帯	49,000円
第7	市町村民税所得割課税額	301,000円以上の世帯	59,000円

（※1）養育里親等

小規模住居型児童養育事業を行う者、養育里親又は児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設）の長（※2）「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」

- 1 ひとり親世帯等… 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養している世帯
- 2 在宅障害児（者）のいる世帯… 次に掲げる児（者）がいる世帯
 - ①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- * 1 同一世帯に複数の就学前の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所・入園し、または児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 2 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満で複数の児童を扶養している場合における第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- * 3 生計を同一とする世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、複数の児童を扶養し、かつ、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」に該当する場合は、第2子以降の保育料を無料とする。
- * 4 保育料の算定に用いる市町村民税の額には、住宅借入金等特別控除・寄附金控除などは含まない。
- * 5 保育料は、世帯の市町村民税額の合算で算定し、世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、同居の祖父母等の課税額も合算して保育料を算定する。
- * 6 月の途中で退園した場合は日割計算とする。また、自己都合で長期に欠席した場合でも利用の有無にかかわらず保育料はかかる。
- * 7 保育料は、4月1日時点の児童の学齢で区分する。同一年度内は、3歳の誕生日を迎えても保育料は変更にならない。

12. 保育料の軽減制度

香南市の保育料軽減制度についてご紹介します。詳細はこども課へお問い合わせください。

1. 同時入所第2子保育料軽減制度

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所へ

同じ時期にきょうだいが入所している場合に、2人目の保育料を無料とします。

※「幼稚園」は子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園に限ります。（香南市立幼稚園は対象）

※保護者の方の所得やお子さんの扶養人数によっては、既に保育料が無料になっている場合もあります。

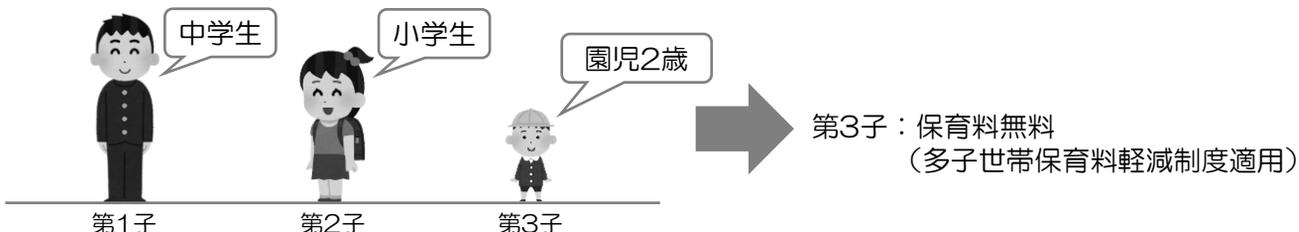
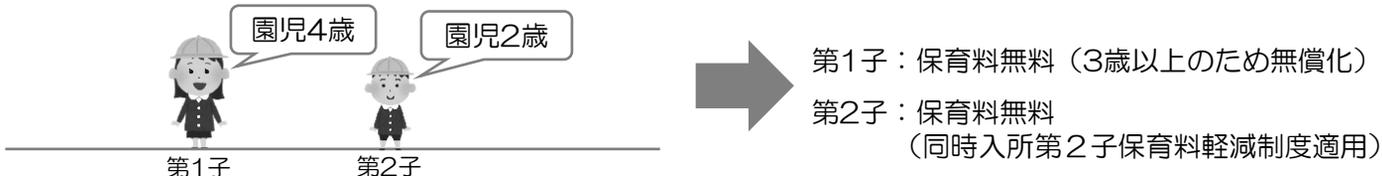
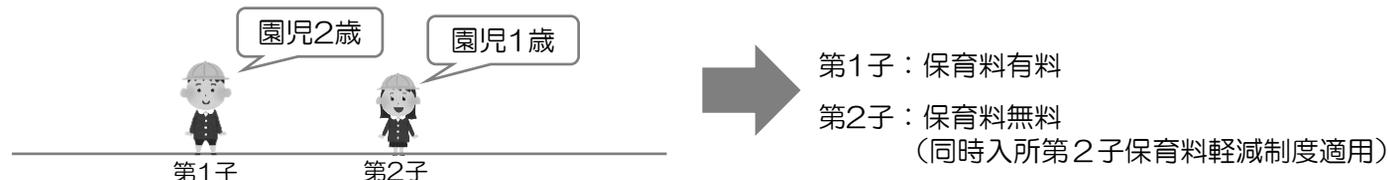
※保護者の方の所得やお子さんの学齢は問いません。

2. 多子世帯保育料軽減制度

18歳未満のお子さんを3人以上扶養しており、第3子以降で2歳児までのお子さんの保育料を軽減します。お子さんが通う施設によって、軽減の方法および軽減の額が異なりますのでご注意ください。

種別	軽減の方法	軽減する額
公立保育所	保育料の決定をした後、保育料を無料にし、当該年度については保育料を徴収しません。	保育料全額
小規模保育施設		
事業所内保育施設		
認定こども園		
私立幼稚園 (子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園)	保護者の方からの申請により当該保育料に相当する額を香南市多子世帯保育料等軽減補助金として保護者に交付します。	幼稚園が徴収する授業料及び預かり保育に係る費用（給食費及びおやつ代を含む） ※月額25,000円を上限
届出認可外保育施設		保護者の方と施設との契約等により支払う基本的な保育サービスの利用に要する費用 ※月額50,000円を上限

(例) 園児が公立保育所・小規模保育施設・事業所内保育施設・認定こども園に通園している場合



3. 保育料減免制度

入所されているお子さんの世帯の負担の能力に著しい変動が生じた場合で、次の要件に該当する場合は、保護者の方からの申請により保育料の一部又は全部を減免する制度があります。

減免の要件	減免額
台風、地震などの自然災害又は火災などにより住宅又は家財に著しい損害を受け、その損害金額（保険金及び補償金などにより補填される金額を除く）が住宅又は家財の価格の5割以上の場合	第2階層：全額 第3階層以上：半額
会社の倒産又は本人の意思によらない会社からの退職勧告などにより保護者の収入が著しく減少した場合	申請時の保護者の収入から 1年間の収入を見込み、 当該年度の市町村民税の額を推定し、 保育料の階層区分を変更して減免
保護者が病気、事故などにより6か月以上にわたり就労することが困難となり、収入が著しく減少した場合	
その他特別な事情があると市長が認める場合	

4. 実費徴収に係る補足給付事業

保育料が第1階層（生活保護世帯）の世帯、またはそれに準ずる世帯として市長が認めた世帯の方で、子ども・子育て新制度に移行した施設にお子さんを通っている保護者を対象に教材費、行事費などを補助金として交付する制度です。詳細については教育委員会こども課までお問い合わせください。

13. 施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化は、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業等も対象になります。給付を受けるためには、事前に「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要です。下の詳細をご確認いただき、該当する方は申請をお願いします。

1. 対象者

対象となるのは下の①～③のすべてに該当する人です。

- ① 保護者の就労・疾病などにより、保育の必要性があること。

注意

リフレッシュ、私用での利用の場合は対象とはなりません。

- ② 3歳児から5歳児までの子ども、及び0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども。
③ 保育所、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用（併用）していないこと。

2. 給付内容

◎上限額

認定を受けた子どもの保護者が認可外保育施設等を利用し、利用料（保育料）を支払った場合に給付します。

注意

通園送迎費、食材料費、行事費などの実費は保護者の負担になります。

対象	上限額
3歳児から5歳児までの子ども	月額 37,000円
0歳児から2歳児までの非課税世帯の子ども	月額 42,000円

◎対象となる認可外保育施設等

都道府県等に届出をした認可外保育施設（一般的な認可外保育施設や、地方自治独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所など）に加え、一時預かり事業（保育所の一時預かり保育・幼稚園の預かり保育）・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

◎申請方法

認定を希望する方は、認定希望月の前月 **20** 日までに必要書類を提出してください。

申請書

※こども課で配布しています



保育の必要性を証明する書類

※P11をご確認ください



こども課へ提出

14. 子育て支援

1. ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）

ファミサポは、「おねがい会員（子育ての応援をしてほしい人）」と「おまかせ会員（子育ての応援をしたい人）」の出会いをお手伝いします。ご利用には事前登録が必要です。（登録・入会料は無料）。

「おねがい会員」は香南市に住民登録があり、生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育している方が対象です。

【問い合わせ先】

こうなんファミリーサポートセンター（社会福祉法人香南市社会福祉協議会内）
☎（0887）57-7300 平日8：30～17：15

どんな時に利用できるの？



- ・保育所や幼稚園のお迎えをお願いしたい
- ・放課後や児童クラブ後に預かってほしい
- ・冠婚葬祭のときに預かってほしい
- ・兄弟姉妹児の学校行事に参加するとき預かってほしい
- ・買い物やリフレッシュがしたい

利用料金

【月～金曜日】

7：00～19：00 600円/時間

19：00～21：00 700円/時間

【土日祝日、年末年始】

7：00～21：00 700円/時間

2. 保育所での一時預かり事業

保護者の方が通院・介護・出産・育児疲れ・急な仕事や外出など、家庭で保育ができない時に、保育所で一時的にお子さんをお預かりします。

◎初めて利用される方

利用登録及び面接が必要です。

一時預かり事業を行っている施設に電話予約のうえ、お子さんと一緒に面接を受けてください。

注意

職員体制が整わない場合は、受入時間及び受入人数を縮小して実施する場合がありますので、お申し込み時に確認してください。

実施場所	香我美おれんじ保育所 夜須こども園	香我美町下分711番地2 夜須町坪井1437番地	☎（0887）57-7011 ☎（0887）50-6714
申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ・登録済みの方は、3日前までに利用する施設に申し込みをしてください。 ・緊急の場合は、当日申し込みも可能です。 ・出産や入院などの場合は、限度日数について相談に応じます。 		
保育日 保育時間	月曜日～金曜日：8：00～16：00 土曜日：8：00～11：30 ※利用日数は週3日を限度とします。		
料 金	半日（8：00～12：00 または 12：00～16：00）：1,000円 1日：2,000円 給食：300円 ※生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯等および在宅障害児(者)のいる世帯の方は預かり料を免除することができます。 該当の方は、「香南市一時預かり料減免申請書」をご提出ください。		
対 象 児	<ul style="list-style-type: none"> ・香南市に住所があり、保育所・幼稚園に入園していない満1歳から小学校就学前の児童。 ・市外に住所を有するが、保育者の傷病・出産・介護などにより一時的に市内に居住することになった児童。 		

3. 総合子育て支援センター「にこなん」

香南市では、地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施などを行う子育て拠点として、香南市総合子育て支援センターを設置しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする【地域子育て支援センター】と【病後児保育施設】も併せて開設しています。

◎地域子育て支援センター

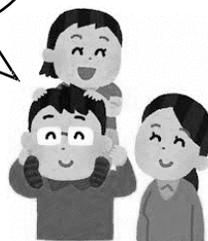
保育所・幼稚園に通っていないお子さんの子育てをしているお父さん・お母さん・おじいちゃん・おばあちゃん、また、これから子育てを始める妊娠中の方など、多くの方が自由に集って気軽に利用できる場所です。

子育ての話をしたり、悩みを相談したり、情報交換をしたりしながら、親子で楽しく遊びませんか？

R6.10.1 現在

開設時間 (親子の交流広場)	月曜日～金曜日 9:00～16:00 第2・4土曜日 9:00～11:30 ※祝日・年末年始を除く
利用対象者	就園前の児童、妊婦とその家族
費用	無料
主な事業	育児学級・妊産婦支援・育児相談 ・子育て講座・助産師出張相談 ・離乳食講習会・栄養相談など

出張広場も
開設しています！！



◎病後児保育事業

具合はよくなってきたけれど、まだ保育所や小学校に行かせるのは心配・・・

もう少し休ませたいけれど、仕事が休めない・・・というようなことはありませんか？

そんな回復期のお子さんを専用の場所でお預かりする病後児保育事業を実施しております。

もう少し体力の回復を図ってあげたいけれど、保護者の仕事が休めないなど、自宅での保育ができない時にご利用ください。

R6.10.1 現在

開設時間	月曜日～金曜日 7:30～16:30
利用対象者	病気の回復期で、集団生活が困難な児童 (生後6か月～小学校6年生まで)
費用	4時間30分以上 2,000円 4時間30分未満 1,000円



【問い合わせ先】
総合子育て支援センター
「にこなん」

☎ (0887) 50-5257

【利用の流れ】

事前登録

登録申請書兼同意書
を提出して登録

予約

前日(16:00)までに
電話でにこなんへ予約

医療機関を受診

診察情報提供書
を発行してもらう

利用

必要書類や着替え等
をご用意の上、にこなん
にお越しください

4. 子育てサイト「香南キッズ」

保護者の方が安心して子育てできるよう、さまざまな制度、相談窓口、健診、お子さんが病気になった時など、ライフステージに沿った子育てに役立つ情報が満載です。出産前からしっかりサポートします。

ぜひLINEの登録をして、子育てに活用してください。

●子育て情報サイト

香南キッズ

<http://konan-kids.jp>

香南キッズ

検索

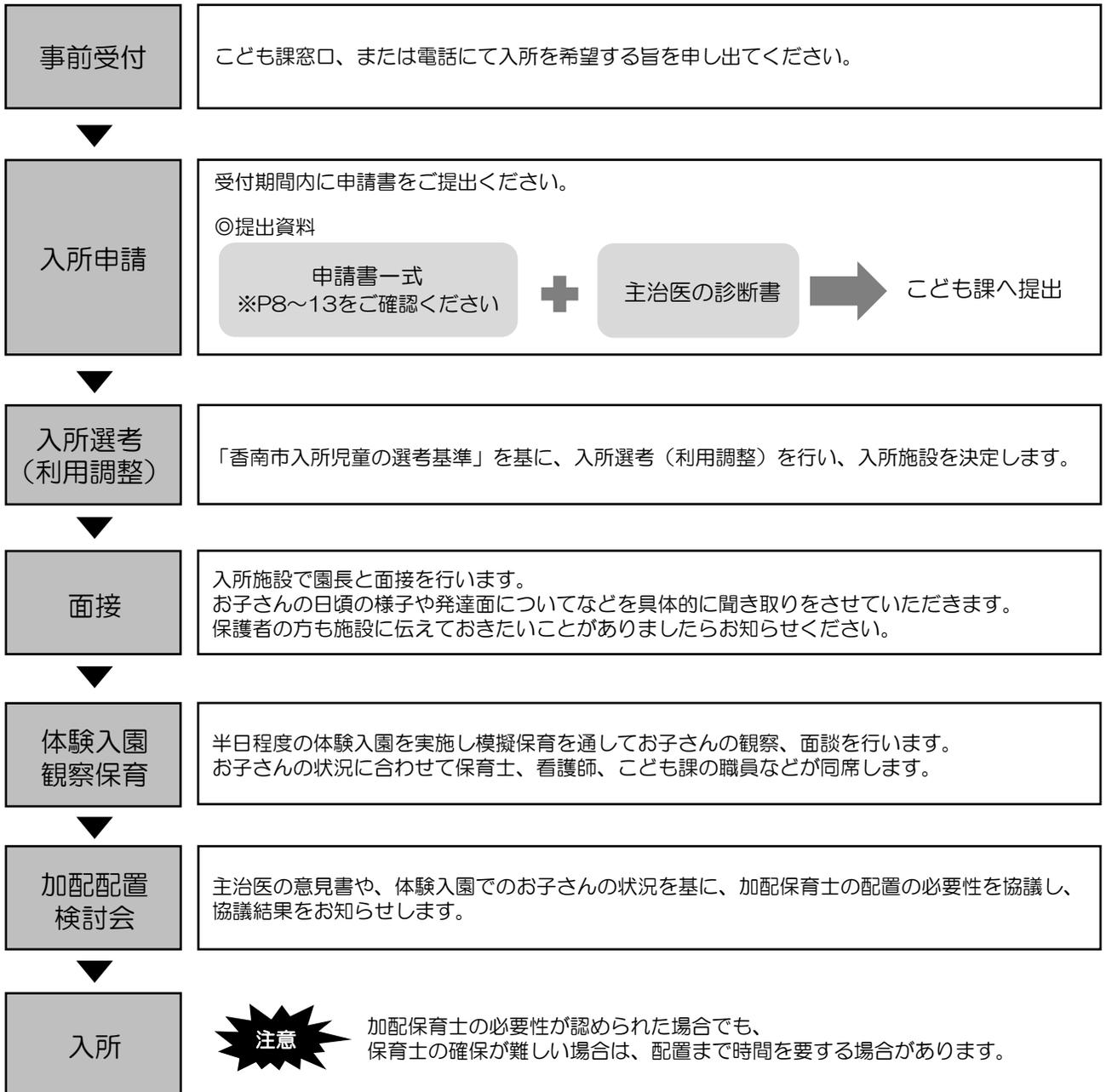


15. 特別支援保育

心身において特別な配慮が必要なお子さんや、発育や発達の遅れ、疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要な児童の保育（特別支援保育）を実施しています。お子さんの健全な成長及び発達を促すとともに、福祉の向上を図ることを目的としています。

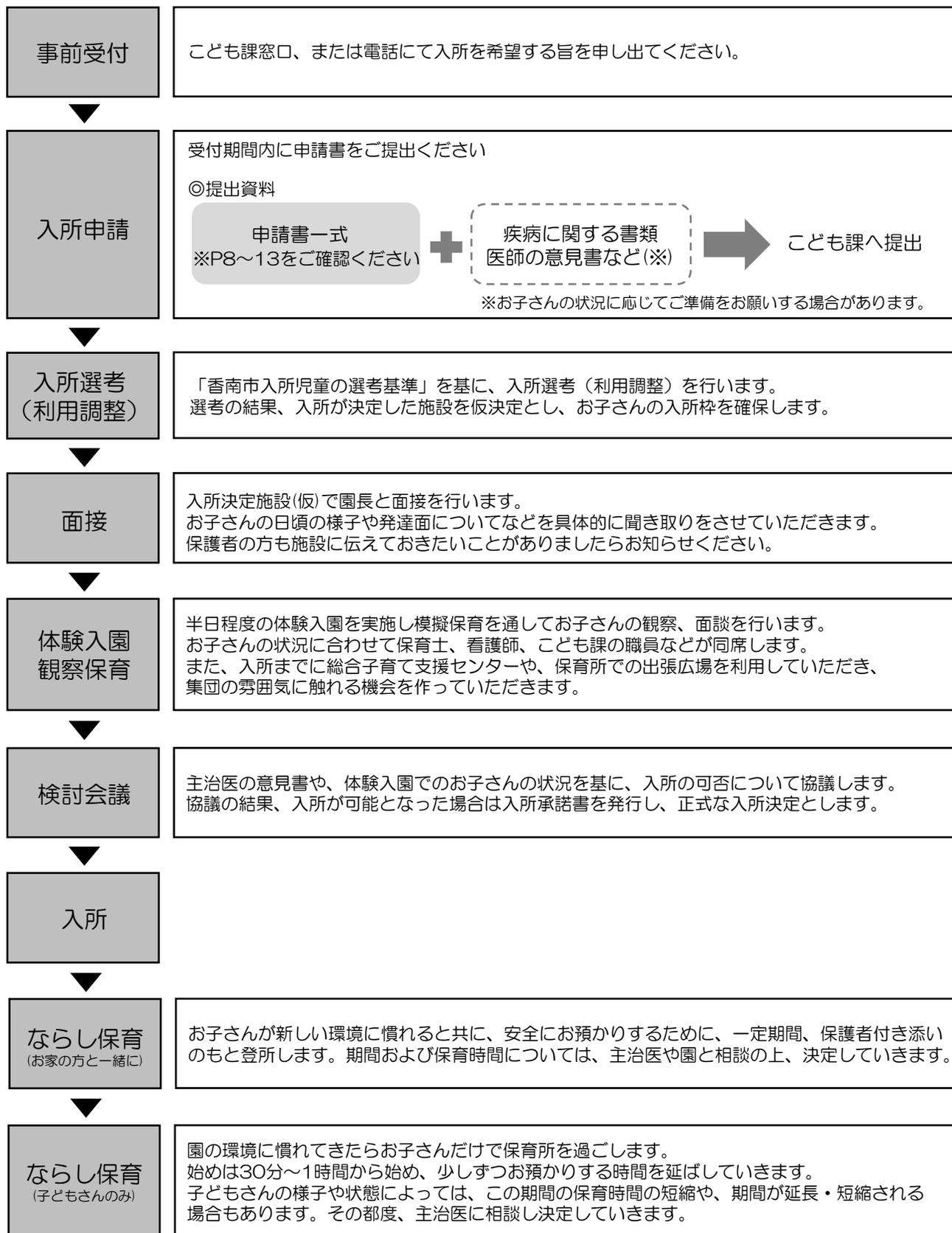
なお、申し込みの段階ではお子さんが特別支援保育の対象となるかはわかりません。体験入園を行ったり、医師、発達支援の専門職などの意見を伺ったりしながら、特別支援保育の必要性について総合的に検討してうえで判断をさせていただきます。

1. 発育や発達に遅れがあり個別の対応（加配保育士の配置など）を希望する場合



継続児については、発達支援の知識を有する者が保育施設を巡回しお子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育対象となることが望ましいかを協議し、適切な支援を提供できるよう努めています。

2. 疾患により医療的ケアや見守りが必要な場合



注意

- ・集団保育が困難な場合や医療的ケアが必要な場合は、保育施設の受入体制により、入所できない場合があります。
- ・検討会議の結果、入所が可能となった場合でも、加配となる保育士や看護師の配置が難しい場合は、加配職員が確保できるまで家庭保育をお願いする場合があります。
- ・ならし保育の期間についてはお子さんの状況により決定します。
場合によっては1年以上の時間をかけて、保育時間を延ばしていくこともあります。

16. 保育施設・幼稚園の一日の流れ

香南市内の保育施設、幼稚園の一日の流れの一例をご紹介します。
施設によって開設時間が異なったり、学年によって時間帯が異なる場合があります。
詳細は入所希望施設にお問い合わせください。

保育施設

7:30～9:00

登所

7:30に施設が開所し、お子さんの受け入れが始まります。7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

9:00～11:00

活動開始

室内や園庭で友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。気候がよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。0～2歳児は午前のおやつを食べます。

11:00～12:30

給食

学齢によって11時頃から給食を食べます。年長児は自分で配膳をします。

12:30～14:30

午睡

給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。年長児は秋頃から午睡がなくなり、友達や先生と好きな遊びを楽しみます。

15:00～15:30

午後のおやつ

目が覚めて着替えをしたら、おやつを食べます。

15:30～16:00

降所活動

自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。

16:00～18:45

降所・延長保育

迎えが来たお子さんから順次降所します。18:45まで延長保育があり、迎えが来るまで室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

幼稚園

7:30～9:00

登園

7:30に施設が開園し、お子さんの受け入れが始まります。7:30から8:00は預かり保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。

9:00～11:00

学級活動

それぞれのクラスで活動が始まります。友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。気候のよい季節には園外へ散歩に出かけることもあります。

11:30～12:30

給食

こうなん給食センターから給食が届き、クラスの友達と一緒に食べます。年長児は自分で配膳をします。

13:00～14:00

降園活動

自分の持ち物を片付け、家に帰る準備をします。帰りの会では友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、今日の出来事をクラスで振り返ったりします。年長児は友達や先生と一緒に保育室の掃除をします。

14:00

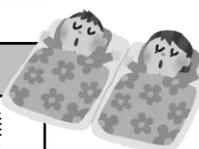
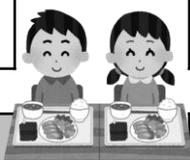
降園

迎えが来たお子さんから順次降園します。

14:00～18:30

預かり保育

14時以降も就労等の理由で保育が必要な場合は預かり保育を利用いただけます。日中の活動で疲れた体を休めたり(午睡)、おやつを食べたり、友達と一緒に好きな遊びをしたりしながらお迎えを待ちます。



17. 認定こども園の一日の流れ

認定こども園の一日の流れの一例をご紹介します。
 利用時間は認定区分（1号認定・2号認定・3号認定）によって決まります。
 また、学年によって時間帯が異なる場合があります。

0～2歳児 (3号認定)

7:30～9:00

登園

7:30に施設が開園し、お子さんの受け入れが始まります。7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方が利用することができます。



9:00～11:00

活動開始

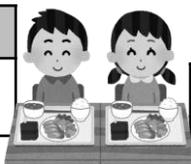
室内や園庭で友達と一緒に好きな遊びを楽しみます。離乳食又は午前のおやつを食べます。



11:00～12:30

給食

学年によって11時頃から給食を食べます。

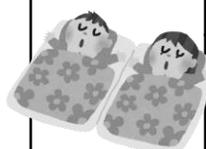


12:30～14:30

午睡

給食を食べてお腹いっぱいになったら午睡をします。日中たくさん遊んで疲れた体を休めます。

14:00 0歳児離乳食



15:00～15:30

午後のおやつ

目が覚めて着替えをしたら、おやつを食べます。



15:30～

お迎えまで

順次ご家庭のお迎えが来るまで、友達や先生と絵本を見たり、歌を歌ったり、室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

16:00 短時間保育終了

18:45 標準時間保育終了（閉園）



3～5歳児 (1号・2号認定)

7:30～9:00

登園

7:30に施設が開園し、お子さんの受け入れが始まります。7:30から8:00は早朝保育となっており、就労等で早い時間から保育が必要な方（2号認定の方）が利用することができます。

8:30 登園活動（挨拶・所持品の始末）

9:00～11:00

学級活動

それぞれの学級で活動が始まります。友達や先生と一緒に室内や園庭で好きな遊びを楽しみます。

11:00～12:30

給食

当番活動・配膳・片付け

13:00

帰りの会

13:00 友達や先生と今日の出来事を振り返り、クラスで帰りの会をします。

【1号認定】

13:30 所持品を整理

14:00 降園

【2号認定】

13:30 午睡

【1号認定】

預かり保育（一時的利用）
 希望者は利用していただき、順次ご家庭のお迎えが来るまで遊びながら待ちます。（利用は週1回まで）

17:00 降園終了

【2号認定】

15:00 おやつ

16:00

・短時間保育終了
 ・標準時間保育の方は順次ご家庭のお迎えが来るまで遊びながら待ちます。

18:45 閉園

※野市東保育所・幼稚園が認定こども園になった場合は、早朝の開園時間は7:00からとなります。

18.申請書記入例

① 記入日を記入してください。

② 申請書を提出する方(保護者)の氏名の記入をお願いします。※代理の方が申請する場合は欄外に氏名の記入をお願いします。

③ 令和7年4月1日時点の年齢を記入してください。

④ 令和6年1月1日現在の住所が香南市外の場合は前住所地の市町村に課税状況の照会を行う必要がありますので、令和6年1月1日に住所のあった市町村名を記入してください。下段は令和7年1月1日現在の市町村名を記入してください。

⑤ 手帳の有無について[有]へチェックを付けた方は該当する世帯員の氏名および続柄を記入してください。
 ・身体障害者手帳
 ・療育手帳
 ・精神障害者福祉手帳
 ・障害基礎年金受給者証
 のいずれかで該当する障害の認定区分等および受給者の氏名等が分かるページの写しを添付してください。

⑥ 生活保護の適用の[有]へチェックを付けた方は開始年月日を記入し、生活保護受給者証の写しを添付してください。

様式第1号(第3条関係) 教育・保育給付認定(現況)兼入所(入園)申請書

香南市長 様
 香南市 地域型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要なり町村民税の情報(生計同一世帯員を含む。)及び世帯情報等と、また、その情報に基づき決定した利用者(児童)及び生計同一世帯員の情報について、特定教育・保育施設又は、地域型保育事業者に対して提示することに同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を(新規)・変更)を申請します。

児 童	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日	学 齢 (令和0年4月1日の年齢) 3 歳児	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	健康状態	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 病気・アレルギー名 ()		
心身障害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 障害名 () 手帳の有無(有・無) 治療機関名 ()			
入所児の現状	該当するものに☑をし、必要事項を記入すること <input type="checkbox"/> 父・母・祖父母・その他()が自宅保育 <input type="checkbox"/> ()に通園中 <input type="checkbox"/> 個人に預けている <input type="checkbox"/> 児童養護施設等に預けている <input type="checkbox"/> 職場で保育している 保育者名() <input type="checkbox"/> その他()			
きょうだい同時入所 新規申込の場合 (転園を含む) 該当箇所に☑すること	<input type="checkbox"/> きょうだいと同じ施設に入所できる場合のみ入所する <input type="checkbox"/> きょうだい別々の施設への入所となっても入所する。 <input type="checkbox"/> きょうだいのうち1人だけが入所できる場合も入所する(他の児童は入所できない場合)。 <input type="checkbox"/> きょうだいのうち1人だけ入所できる場合は入所しない。			
入所できなかった 場合の保育 該当箇所に☑すること	<input type="checkbox"/> 父・母・祖父母・その他()が自宅保育 <input type="checkbox"/> 保育施設等に預ける。該当するものに☑をしてください <input type="checkbox"/> 託児所 <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> 一時預かり保育 <input type="checkbox"/> 職場の保育施設 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> その他施設() <input type="checkbox"/> 職場で保育する。 保育者名() <input type="checkbox"/> 育児を延長する。			
保護者 住所・連絡先	香南市 電話番号(自宅): (父携帯): (母携帯):			
世帯 について	令和0年1月1日の住所	父: <input type="checkbox"/> 香南市内 <input type="checkbox"/> 香南市外()村) 母: <input type="checkbox"/> 香南市内 <input type="checkbox"/> 香南市外()市・区・町・村)		
	令和0年1月1日の住所	父: <input type="checkbox"/> 香南市内 <input type="checkbox"/> 香南市外()村) 母: <input type="checkbox"/> 香南市内 <input type="checkbox"/> 香南市外()市・区・町・村)		
香南市外からの転入の場合	新住所:		転入予定日(年 月 日)	
心身障害 手帳等の有無 ※1	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 世帯員氏名 () 続柄 () ※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害基礎年金受給者証、特別児童扶養手当証書のいずれか該当する障害の認定区分等及び受給者氏名等が分かるページの写しを添付			
生活保護の適用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 保護開始日 年 月 日 生活保護受給証明書の写しを添付			
家庭の状況	<input type="checkbox"/> 右記以外 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 児童扶養手当受給者 親家庭医療費受給者証、戸籍謄本等のいずれかの添付が必要			

①利用を希望する施設名等

利用を希望する 施設名	施設名	
	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
	第4希望	
第5希望		
利用を希望する期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで・就学前まで	
希望する 利用曜日・時間	利用曜日	希望する保育必要量
	曜日から 曜日まで	標準時間 ・ 短時間

【上記の利用を希望する施設に入所できなかった場合】 該当するものに☑をしてください
2次募集を希望する 2次募集を希望しない (裏面)

⑦ 家庭の状況について該当する項目にチェックをお願いします。ひとり親家庭にチェックをした場合は、
 ・児童扶養手当受給者証
 ・ひとり親家庭医療費受給者証
 ・戸籍謄本
 いずれかの写しを添付してください。

⑧ 利用を希望する施設名、期間、曜日、保育必要量を必ず記入してください。
 ※希望どおり認定されない場合もあります。
 ※利用を希望する施設については第1希望から順番に記入してください。(「第1希望しか書かなければそこに入所できる確率が高くなる」ということはありません。)
 希望施設が多い場合は、第6希望・第7希望…と空いているスペースを利用して記入してください。

9

どちらかに必ず○をしてください。[有]に○をした場合、「保育の利用を必要とする事由」も合わせてご記入ください。

香南市立幼稚園を希望する場合は[無]に○を付けてください。ただし、幼稚園の預かり保育を継続的に利用する場合は、「就労証明書」または「入所事由申立書」が必要です。

10

保育希望の有無へ「有」をつけた方は、別紙「就労証明書」または「入所事由申立書」が必要です。

就労以外で保育の利用を必要とする方はそれぞれの状況がわかるものの添付が必要です。詳細についてはP11をご確認ください。

11

生計同一世帯員の氏名、続柄、生年月日、職業及び学校名等を記入してください。保育料算定のため、扶養しているすべてのお子さんについて記入をお願いします。(県外で就学等しており、住民票が別の場合でも、扶養している場合は記入が必要です。その場合は、戸籍謄本及び学生証等の写しを添付してください。)

12

すべての祖父母について記入してください。「③生計同一の世帯員の状況」に記入した場合は不要です。

②保育の利用を必要とする理由等(有の場合は証明書又は申出書の添付が必要)

保育希望の有無	有:	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等(※2)において保育の利用を希望する場合(幼稚園との併用を含む)
	無:	幼稚園等(※2)の利用を希望する場合(保育所との併用の場合を除く)
保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他()

※2 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

③生計同一の世帯員の状況(申請児童を除く)

区分	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	職業 学校名等	備考
世帯員の状況			大・昭・平・令 年 月 日生		
			大・昭・平・令 年 月 日生		
			大・昭・平・令 年 月 日生		
			大・昭・平・令 年 月 日生		
			大・昭・平・令 年 月 日生		
			大・昭・平・令 年 月 日生		

生計同一の世帯員とは、日常生活において生活費や学資金等をともにしている世帯員のことをいいます。勤務、就学、療養等の都合で別居している場合であっても、常に生活費、学資金等の送金が行われている場合は、生計同一の世帯員とみなします。

④祖父母の状況(③に記入した者は除く)

祖父母の状況	父方		母方	
	【祖父】	住所	【祖父】	住所
祖父母の状況	<input type="checkbox"/> 同居	氏名	<input type="checkbox"/> 同居	氏名
	<input type="checkbox"/> 別居	生年月日 年 月 日生 ()歳	<input type="checkbox"/> 別居	生年月日 年 月 日生 ()歳
	<input type="checkbox"/> 不在	職業 有()・無	<input type="checkbox"/> 不在	職業 有()・無
	【祖母】	住所	【祖母】	住所
祖父母の状況	<input type="checkbox"/> 同居	氏名	<input type="checkbox"/> 同居	氏名
	<input type="checkbox"/> 別居	生年月日 年 月 日生 ()歳	<input type="checkbox"/> 別居	生年月日 年 月 日生 ()歳
	<input type="checkbox"/> 不在	職業 有()・無	<input type="checkbox"/> 不在	職業 有()・無

(裏面)

19. 香南市内の特定教育・保育施設位置図

